

基金情報

No. 67

平成19年8月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.gskkn.com>

平成19年度・主要事業概況

事項	7月末数	対前月増減数	事項	7月末数(累計)
事業所数(件)	243	0	年金掛金	調定額(円) 473,916,716 収納額(円) 470,133,448 収納率 99.20%
加入員数(人)	男子	5,311	20	事務費掛金調定額(円) 20,994,978
	女子	2,259	17	
	計	7,570	37	
平均標準給与月額(円)	男子	343,442	1,457	資産運用
	女子	227,674	1,743	
	計	308,895	1,450	
受給者数(人)	5,570	9	信託資産額(時価)	367億3,133万円
平均年金額(円)	480,234	456	修正総合利回り	0.69%
			ベンチマーク差	-0.33%
			慶弔金の支給件数・金額	25件52万円
			年金相談件数	301件

厚生年金本体の料率引上げ

厚生年金保険の保険料は、平成16年の年金改正法によって、平成29年まで、毎年0.354%ずつ引上げられることとなり、本年も、9月分の保険料から14.996%(現行14.642%)となります。

この引上げは、厚生年金保険の保険料について行われるもので、これに伴う厚生年金基金の掛金の変更はありません。

なお、厚生年金保険の保険料率は、給与と賞与に適用されます。

国への納付分は11.196%

厚生年金基金に加入している場合は、基金が厚生年金保険の給付を代行しているため、代行料率分は基金に納めることとなっています。

当基金の代行料率は3.8%と決定されていますので、基金加入の事業主の方々は、14.996%のうち3.8%は基金に納め、残りの11.196%は国(社会保険事務所)に納めることとなります。

新しい料率の掛金額表はホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

厚生年金保険の料率14.996%

基金納付分
3.8%

国納付分
11.196%

上乗せ部分の
掛金率:0.3%

特別掛金率
2.7%

事務費掛金率
0.3%

基金の掛金率
計:7.1%

厚生年金保険の保険料は事業主と被保険者の折半負担です。

基金の上乗せ部分と特別掛金は事業主負担です。

※基金の賞与の掛金率は3.8%のみです。

(参考)

今後の引上げ内容

引上げ年月	料率	引上げ年月	料率
平成20.9~	15.350%	平成25.9~	17.120%
平成21.9~	15.704%	平成26.9~	17.474%
平成22.9~	16.058%	平成27.9~	17.828%
平成23.9~	16.412%	平成28.9~	18.182%
平成24.9~	16.766%	平成29.9~	18.300%

青梅社会保険事務所の新設に伴う 管轄区域変更のお知らせ

今年の10月1日から青梅市、福生市、羽村市、あきる野市及び西多摩郡の各町村を管轄する青梅社会保険事務所が新設されることになりました。

これに伴い、多摩地区に設置している立川、八王子及び府中社会保険事務所の管轄区域が変更となります。

青梅社会保険事務所

【所在地】〒198-8525 青梅市新町3-3-1

宇源ビル3・4階

【電話番号】0428-30-3411 (適用・給付課)

【FAX番号】0428-31-2359

【管轄区域】青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

管轄区域が変更になる社会保険事務所

事務所名	平成19年9月まで	平成19年10月から
立川	立川市、青梅市、昭島市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	立川市、昭島市、 小金井市、日野市、国分寺市 、国立市、東大和市、武蔵村山市
八王子	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	八王子市、町田市
府中	府中市、調布市、小金井市、国分寺市、狛江市	府中市、調布市、狛江市、 多摩市、稲城市

設立事業所の異動(規約変更関係等)・7月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
事業主変更	電気硝子工業会	森 哲次	H19.6.8
事業主変更	日本板硝子環境アメニティ(株)	袴田 正人	H19.6.20
名称変更	高橋硝子工業(株)	AGCオートモーティブ高橋(株)	H19.7.1

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています

創刊号から直近号までご覧いただけます

加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください

<http://www.gskkn.com>

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から今後は書面にて回答させていただきます。

また、事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。(※例参照)

(例) 委任状

住所
会社名
氏名
電話

私は、上記のものを代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

平成 年 月 日

加入員番号

生 年 月 日

氏 名

※FAX可
※左記の様な内容であれば手書きでも結構です。
※左記用紙は当基金にてご用意しております。またホームページにも載せる予定ですので是非ご利用ください。

年金の確実な支給のために

当基金では退職により当基金を脱退された方が、下の表に掲げる年齢に達する前月末に退職時のご住所あてに「裁定請求書」を送付して年金請求をするよう通知しておりますが、退職後に住所、氏名の変更があり、基金へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金に必ずご連絡くださる様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしく申し上げます。

◆当基金の年金を請求できるのは◆

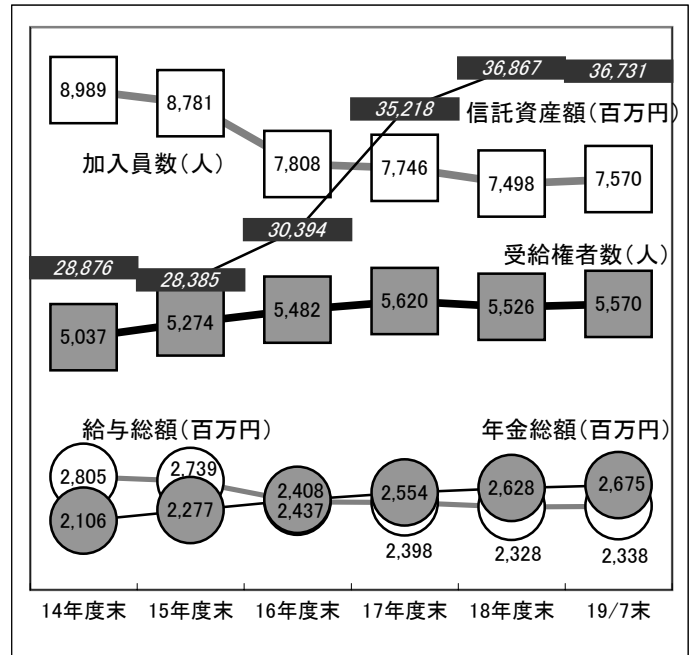
- (1)当基金の加入期間が10年以上ある方が退職し、下の表に掲げる年齢に達したとき
 - (2)当基金の加入期間が1ヶ月以上ある方が、下の表に掲げる年齢に達したあと、退職したとき(70歳到達による資格喪失を含む)
 - (3)当基金の加入期間が1ヶ月以上ある方が、国の老齢厚生年金の受給権を取得したとき
- ※国の老齢厚生年金は、次のいずれかの期間を満たしている方が、受給開始年齢に達したとき、受給権を取得します。
- ①厚生年金の加入期間が20年以上ある方
 - ②厚生年金の加入期間が40歳(女性の場合、35歳)以降15年以上ある方
 - ③厚生年金の加入期間が1年以上あり、国民年金の加入期間と合算して25年以上ある方

※当基金の加入期間が10年未満の方が下の表に掲げる年齢に達する前に退職した場合は、企業年金連合会より年金が支給されます。

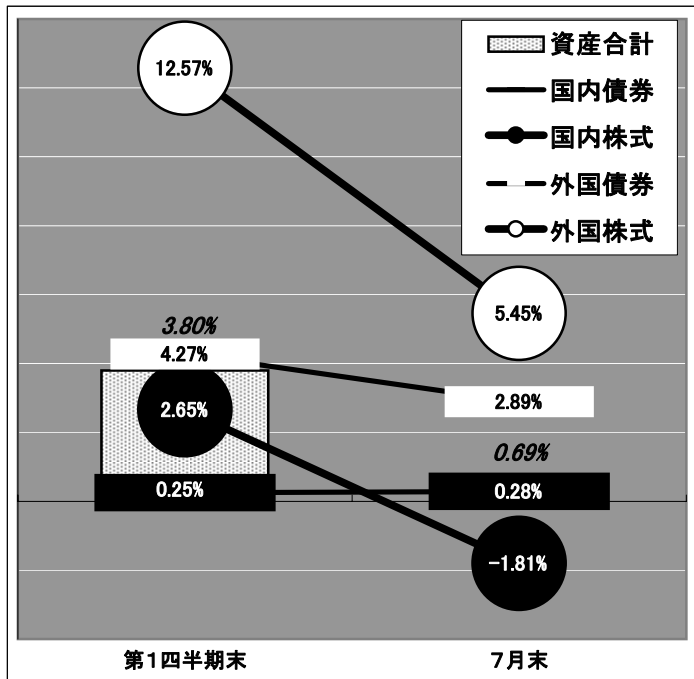
【支給開始年齢一覧表】

生 年 月 日	男子	女子
昭和28年4月1日以前	60歳	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳	60歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳	60歳
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	63歳	60歳
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	63歳	61歳
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	64歳	61歳
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	64歳	62歳
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	65歳	62歳
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	65歳	63歳
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	65歳	64歳
昭和41年4月2日以降	65歳	65歳

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り <平成19年度>



第90回代議員会の開催について

平成19年9月25日に代議員会を開催いたします。

- 議案
- (1)平成18年度の決算(案)及び決算監査結果について
 - (2)平成18年度不足金処理・剰余金処分(案)について
 - (3)積立水準の回復計画(案)について
 - (4)財政再計算結果及びその対応について
 - (5)年金ALMの実施について
 - (6)規約・規程の変更(案)について

9月の事業予定

- 9月11日 財政運営委員会の開催
- 9月25日 理事会・代議員会の開催
- 9月28日 平成18年度決算報告書提出